

# お知らせ

## 偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償について

当行では、お客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただくため、**偽造・盗難によってキャッシュカードを他人に不正使用された場合の被害**について、原則として**全額を補償**させていただきます。

## キャッシュカードと暗証番号の管理についてのお願い

キャッシュカードと暗証番号は、**厳重に保管**してください。  
 キャッシュカードが**手元から無くなる**、身に覚えのない取引があるなど**被害に遭ったと思われる場合**には、すみやかに**当行までご連絡**ください。

なお、以下の事項をお守りいただかないと、**補償されない場合もあります**のでご注意ください。

- ❌ キャッシュカードの暗証番号を例えば**生年月日、自宅住所・地番、電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバー**など、お客さま以外の方も知りえる番号にすることは絶対に行わないでください。
- ❌ キャッシュカードを**自動車内などに放置**すること、**他人に容易に奪われる状況に置く**ことは絶対に行わないでください。
- ❌ キャッシュカードを**他人に渡す**こと、**暗証番号を他人に教える**こと、**暗証番号をキャッシュカード上に書く**ことは絶対に行わないでください。
- ❌ **暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類**などを、キャッシュカードとともに**携行・保管**しないでください。
- ❌ キャッシュカードの暗証番号を**ロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用する**ことは絶対に行わないでください。

## キャッシュカード盗難・紛失等の受付について

下記により24時間365日受付けておりますので、カード盗難・紛失等の場合、すみやかにご連絡ください。

時間帯	受付電話番号
平日の 午前9:00から午後5:00まで	各お取引店 次頁の「店舗のご案内」をご覧ください
上記受付時間帯以外 (平日の上記時間帯以外および休日の終日)	受付専用フリーダイヤル 0120-123-129

## 〔しまぎん店舗のご案内〕

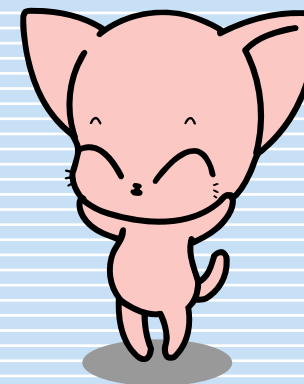
島根県(25カ店)	簸川郡(1カ店)
松江市(10カ店)	斐川支店 TEL(0853)72-5200
本店営業部 TEL(0852)24-1234	大田市(1カ店)
松江駅前支店 TEL(0852)24-1351	大田支店 TEL(0854)82-0395
南支店 TEL(0852)24-1251	江津市(1カ店)
学園通支店 TEL(0852)21-2120	江津支店 TEL(0855)52-2626
北支店 TEL(0852)24-1451	浜田市(1カ店)
津田支店 TEL(0852)24-1551	浜田支店 TEL(0855)22-0276
松江御印地支店 TEL(0852)24-1651	益田市(2カ店)
山代支店 TEL(0852)24-1751	益田支店 TEL(0856)22-2222
アピア支店 TEL(0852)23-7777	益田北支店 TEL(0856)23-4455
上乃木支店 TEL(0852)22-7755	
隠岐郡(1カ店)	鳥取県(9カ店)
西郷支店 TEL(08512)2-1224	米子市(4カ店)
安来市(1カ店)	米子支店 TEL(0859)34-3131
安来支店 TEL(0854)22-3535	角盤町支店 TEL(0859)32-5121
雲南市(2カ店)	米子駅前支店 TEL(0859)33-5221
大東支店 TEL(0854)43-2621	米子東支店 TEL(0859)22-7370
木次支店 TEL(0854)42-0860	境港市(1カ店)
出雲市(5カ店)	境支店 TEL(0859)42-3761
出雲支店 TEL(0853)30-6611	日野郡(1カ店)
出雲東支店 TEL(0853)22-5260	根雨支店 TEL(0859)72-0371
出雲中央支店 TEL(0853)23-6262	倉吉市(1カ店)
大社支店 TEL(0853)53-2142	倉吉支店 TEL(0858)22-4158
平田支店 TEL(0853)62-2314	鳥取市(2カ店)
	鳥取支店 TEL(0857)22-3118
	鳥取駅南支店 TEL(0857)24-8141

本ミニ・ディスクロージャー誌は、しまぎんの主要な経営情報をタイムリーに、また、分かりやすくお伝えすることを目的として作成しております。  
 今後も地域のみなさまに、積極的な経営内容の情報開示をおこなってまいります。  
 なお、本誌記載の情報は当行ホームページに掲載しております。

SHIMANE BANK

# しまぎんの 経営情報

2005年(平成17年)12月期  
【単体ベース】



## 島根銀行 (平成18年1月発行)

お問合せ先: 業務企画グループ  
 松江市東本町2-35 〒690-0842  
 TEL.0852-24-1234 (代表)  
 URL.http://www.shimagin.co.jp



本誌の作成にあたっては、環境にやさしい大豆インクと古紙配合率100%再生紙を使用しております。

SHIMANE 島根銀行

# 営業実績

収益性の  
バロメータ

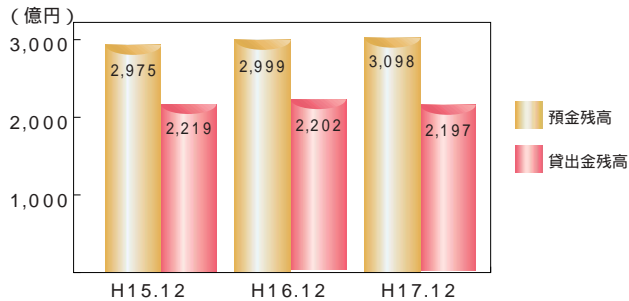
預金・貸出金・個人預り資産の状況および業務予想は次のとおりです。

## 預金・貸出金

(百万円)

区分	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
預金残高	297,528	299,906	309,831
個人預金	199,169	200,883	210,866
法人預金	71,479	69,495	71,001
公金預金	21,116	23,900	21,964
金融機関預金	5,762	5,627	5,998
貸出金残高	221,980	220,283	219,701
個人ローン	45,906	46,419	46,783

平成17年4月から鳥根・鳥取両県制度融資に係る預託金の預入方法が変更されたため、平成15年度および平成16年度の当該預託額について、預金残高の内訳を法人預金から公金預金に組替えて表示しております。



## 個人預り資産

(百万円)

区分	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
個人預り資産	205,836	212,441	227,979
個人預金	199,169	200,883	210,866
投資信託	1,107	2,418	4,631
公共債	515	972	1,285
年金保険	5,043	8,167	11,195

## 業務予想

区分	平成18年3月期予想値
経常収益	7,260
経常費用	6,660
業務純益	1,380
経常利益	600
当期純利益	350

上記の予想値は、経営環境に関する前提条件の変化に伴い変動することがあります。

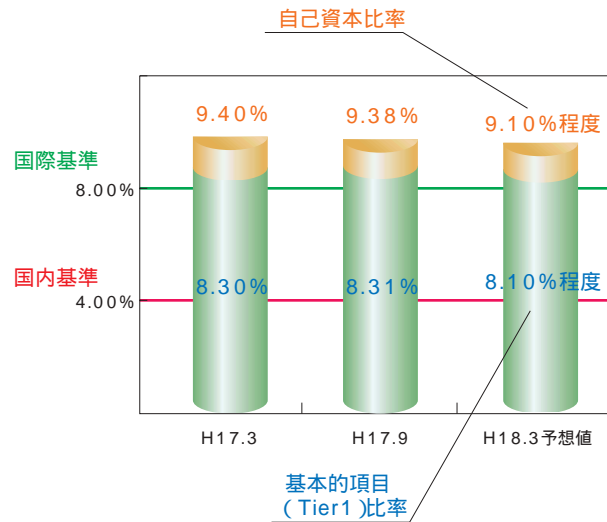
# 自己資本比率

健全性・安全性  
のバロメータ

自己資本比率は、銀行が保有する貸出金や有価証券等の資産に対し、資本金や引当金等の内部資金をどの程度保有しているかを見る指標であり、銀行の健全性を示す重要な指標です。

区分	平成17年3月期 実績値	平成17年9月期 実績値	平成18年3月期 予想値
自己資本比率	9.40%	9.38%	9.10%程度
基本的項目(Tier1)比率	8.30%	8.31%	8.10%程度

上記の予想値は、経営環境に関する前提条件の変化に伴い変動することがあります。



## 自己資本比率について

当行のように国内基準の対象となる銀行では、自己資本比率が4%以上あることが求められています。

平成17年9月期の自己資本比率は9.38%であり、国内基準の4%はもちろんのこと、国際基準(海外店舗を持つ銀行の基準)の8%も余裕をもってクリアしています。なお、平成18年3月期は、9.10%程度を予想しています。

## 基本的項目(Tier1)比率について

基本的項目(Tier1)比率とは、自己資本の根幹を成す「基本的項目」(資本金や剰余金など)によって算出される比率のことです。

平成18年3月期は8.10%程度を予想しており、この比率だけでみても国内基準の4%をクリアする見込みです。

# 不良債権

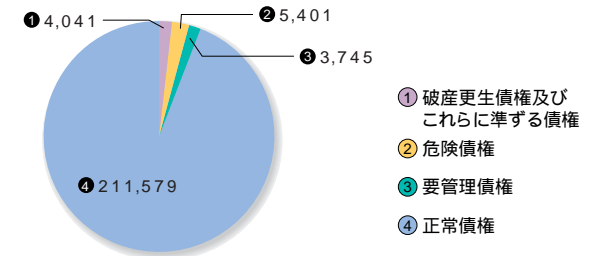
健全性の  
バロメータ

金融再生法に基づく資産査定開示額(貸出金及び支払承諾等貸出金に準ずる債権を対象)は次のとおりです。

(百万円)

区分	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,861	3,599	4,041
危険債権	4,300	5,574	5,401
要管理債権	3,837	3,535	3,745
計	11,999	12,709	13,188
不良債権の割合	5.25%	5.63%	5.86%
正常債権	216,181	212,984	211,579
合計	228,181	225,694	224,767

(平成17年12月期)



平成17年12月期の不良債権の開示について  
 ・平成17年9月末から平成17年12月末までの倒産・不渡り等の事実ならびに当行の資産自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行いました。  
 ・平成17年12月期の不良債権残高には、債務者区分の変更と認められる債務者の債権額またはこの間の増減額を反映しています。  
 ・集計方法については、年度末及び中間期末に開示する際の方法とは異なるため、計数は連続していません。  
 (監査法人の意見は決算期に受けることとなります。)

# 有価証券

健全性の  
バロメータ

有価証券の評価差額等は次のとおりです。

## 評価差額等

(億円)

区分	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
満期保有目的の債券等	3	3	2
その他有価証券	22	9	0
内訳			
債券	8	4	6
株式	4	2	3
その他	9	3	1

「売買目的の有価証券」はありません。  
 「子会社・関連会社株式」で時価のあるものはありません。  
 「差額」及び「評価差額」は、それぞれ帳簿価格(平成15年12月期は償却原価法適用前、減損処理前、平成16年12月期及び平成17年12月期は償却原価法適用後、減損処理後)と時価の差額を計上しております。  
 「株式」及び「その他」に含まれる投資信託等の評価差額は、月中平均時価に基づき算出しております。